

小樽市立桜小学校『いじめ防止基本方針』

令和8年 4月1日

〈いじめ防止対策に関する基本理念〉

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じうるという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。
- すべての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護する為社会全体でいじめの問題を克服します。
- いじめを積極的に認知し、全校体制で指導、見守りを強化します。
 - ◆いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方をしません。
 - ◆けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につかせます。

【いじめの定義と基本的な考え方】

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(平成 25 年 9 月 28 日施行いじめ防止対策推進法より)

「いじめの解消」

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと(児童や保護者に対する面談等により確認)。
- ・いじめに係る行為が止んでいること。期間は少なくとも3ヶ月とするが、被害の状況によって長期の期間を設定する。

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識を強く持ち、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

◎桜小学校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ☆学校、学級内にいじめをゆるさない雰囲気をつくる。
- ☆児童、教職員の人権感覚を高める。
- ☆変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく事ができる力を育む。
- ☆児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ☆いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ☆いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

- ※ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※ 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」「東日本大震災により被災した児童」等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った考える道徳の授業を実施し、自分事として捉えられるようにする。

○コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発活動を行う。
- ・授業参観日全体懇談や学級懇談、PTAの各種会議などを利用し、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネット利用のルールや情報モラルについて啓発活動を行い、ネットいじめの予防を図る。

上記のより具体は

(1) 教職員

- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業作りの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動をとおして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- ・チャイムスタートの習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など桜小学校「さくらスマイル7」等の学習・生活規律の徹底を図る。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

(2) 児童

- ・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感を育む。
- ・「いじめられる側にも問題がある」の考え方は誤りであり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

(3) 保護者(地域)

- ・あいさつや地域活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- ・児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域の行事などへの積極的な参加を促す。

朝活動と家庭学習

全校で朝活動【8:30～8:40】

【内容】
 ・朝読書(月・水)
 ・朝学習
 ・学習タイム
 ・クロームブックを活用した学習

家庭学習を推奨しています

◎毎日宿題と自読の課題が出ます。
 ・時間的ゆとり：学年×10+10分以上
 ・家庭学習(自主学習)の例
 日記、音読、視写、暗記、計算、漢字、勉強、ローマ字、学習・復習など

※詳細は、家庭宛付の「家庭学習の手引き」をご覧ください。

学校と家庭の役割で伸ばさす方の育上!

学びの約束

『さくらスマイル7』

1. はっきりあいさつや返事をしましょう
2. 廊下はしずかに右側を歩きましょう
3. ものを大切にしましょう
4. ていねいな言葉遣いで話しましょう
5. チャイムがなる前に座りましょう(中・昼休みは5分前行動)
6. 背筋を伸ばし、正しく座りましょう(話す・聞く・読む・書く時)
7. 話している人の顔を見て、最後まで話を聞きましょう。

『桜小学校』
いじめ基本方針』

みんなでつくろう!

なかよし桜小学校

いじめストップ!

桜小学校は、みんなが笑顔で学校に来られるように、

『いじめはぜったいにゆるさない』学校をめぐらせています!

Ⅱ 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、給食時間の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心掛ける。
- ・いじめの相談の窓口(校内外)があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○保護者との連携

- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○児童理解(いじめ実態調査)アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年3回実施する。その他、実態に応じて実施する。

○個人面談・教育相談の実施

- ・アンケート実施後、いじめ有りの児童全員と教育相談を実施する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

Ⅲ 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・いじめ防止委員会を開催し、関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、SC・ソーシャルワーカー等の関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセリング機能を十分活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

IV ネット上のいじめへの対応

○啓発・研修

- ・インターネット使用のルールや情報モラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、「おたるスマート7」等も活用しながら、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

○校内『いじめ防止委員会』の設置

- ・通常は全職員による実態交流を定期的に行い情報把握に努めるとともに、いじめ防止の日常的な取り組みを確認し推進する。

- ・いじめの兆候を察知したり、いじめを把握した場合は、「いじめ防止委員会」が、情報把握に努め、いじめが認められる場合には、「いじめ防止委員会」が指導の方針を明確にし問題の対応・解決にあたる。(詳細はVIを参照)

○実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・教職員個々の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。

○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、研修などを通して教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

VI 重大事態への対処

(1)「重大事態」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、以下のように定義されている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態(以下、「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の報告

①重大事態の疑いが発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態の疑いが生じた場合は、その事案に応じ、SC,SSW,精神科医、弁護士など専門的知識を有する者のほか、教育委員会の指導を受け、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態の疑いが生じたことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート調査などを適宜行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律などを踏まえる。
- ④ 調査主体が教育委員会となった場合、教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に迅速に協力する。

VII 桜小学校におけるいじめの防止のための組織

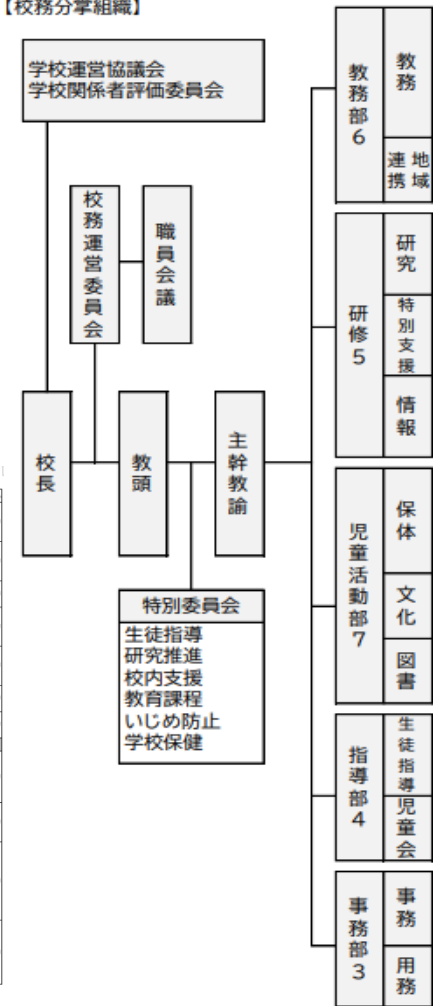
- (1) 組織の名称 『いじめ防止委員会』
- (2) 組織の構成

| |
|--|
| <p>【学 校】 学校長 教頭 主幹教諭 生徒指導係 養護教諭 関係担任 その他（事案に応じ校長が指名）</p> <p>【関係機関】 教育委員会</p> <p>【その他】 スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等外部専門家</p> |
|--|

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・学級への指導体制の強化、支援。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ・重大事態発生時の対応等については、小樽市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

【校務分掌組織】



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

| | |
|---|--|
| <p>※本チェックリストは、いじめの重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実態等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。</p> | |
|---|--|

【チェックリスト①】 いじめの重大事態に対する平時からの備え

| ●学校における平時からの備え (p.6～7参照) | チェックポイント |
|--|--------------------------|
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針にもとより、法や基本方針等について理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきかなどについて認識している。 | <input type="checkbox"/> |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用し、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと | <input type="checkbox"/> |
| ・法や基本方針等に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと | <input type="checkbox"/> |
| ・重大事態発生時であった場合の理解等の役割分担すること など | <input type="checkbox"/> |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の遂行方法について、全ての教職員の理解を促す取組を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校の認知していないものの対応を行っている中で、重大事態が疑われる場合や、次者が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と密接して児童生徒への支援について両面協力を図る体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| いじめが犯罪行為に該当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・連絡を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。 | <input type="checkbox"/> |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でのいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。 | <input type="checkbox"/> |

●学校の設置者における平時からの備え (p.7～8参照)

| チェックポイント | 状況 |
|--|--------------------------|
| 設置する学校に対して、認知しないいじめや背景に隠れた可能性が疑われる児童生徒のトラブルについての対応状況及びその解決に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が疑われる場合や、次者が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実態に向けた準備を進めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校と適切に協力を実施するとともに、法務相談体制を確保し、弁護士等の専門家から助言等を受けられる体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の教育委員会や学、協会等と連携して、調査委員候補の推薦を促すための手厚い支援体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が発生した場合には、法に即した適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。 | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が発生した場合は、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて事前準備する体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 【調査委員等との連携について】 | |
| 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の教育委員会とも連携し、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や学、協会等との連携体制を構築している。 | <input type="checkbox"/> |
| 職能団体や学、協会等と連携して、調査委員候補の推薦を促すための手厚い支援となり得る働きを整備・確認しておくとともに、原則に準ずる手厚い確保を図ることの準備を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 【公立学校の場合】 | |
| 職能団体等との連携については、特に都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実態に当たって適切な人材を確保できない場合を想定し、職能団体等と連携して、調査委員候補の推薦を促すための手厚い支援となり得る働きを整備・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会を通じて情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| 【公立大学附属学校及び私立学校の場合】 | |
| 単独で職能団体等と連携して調査委員候補の推薦を促すことが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や前記行政に支援を求め、職能団体等を通じて調査委員候補の推薦手厚い重大事態調査に係る見直しを求めることに関する関係性を構築している。 | <input type="checkbox"/> |

警察と連携した「いじめ問題」への対応

小樽市立桜小学校 令和7年(2025年)1月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について

本校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

| 該当し得る犯罪 | 具体例 |
|--|---|
| 暴行 (刑法第208条) | ○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。 |
| 傷害 (刑法第204条) | ○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。 |
| 不同意わいせつ (刑法第176条) | ○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 |
| 恐喝 (刑法第249条) | ○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 |
| 窃盗 (刑法第235条) | ○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。 |
| 器物損壊等 (刑法第261号) | ○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。 |
| 強要 (刑法第223条) | ○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 |
| 脅迫 (刑法第222条) | ○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 |
| 名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条) | ○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 |

| 該当し得る犯罪 | 具体例 |
|--|---|
| 自殺関与 (刑法第 202 条) | ○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 |
| 児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条) | ○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 |
| 私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条) | ○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。 |

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

| 被害児童生徒への支援 | 加害児童生徒への指導・支援 |
|---|---|
| ○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 | ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。 |

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の責任となるため、協力が必要です。

- いじめ等に関する相談は、学級担任をはじめ、相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先0134—54—6417(桜小学校代表電話)
- [参考]『桜小学校いじめ防止基本方針』(桜小 HP 参照)